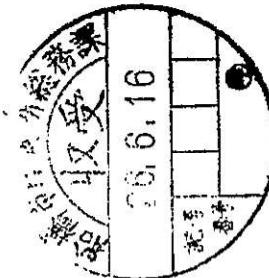


写

各政令市長 殿

平成26年6月12日
薬食発0612第1号

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)



「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」の報告様式の変更について

薬事法（昭和35年法律第145号）第77条の4の2第2項の規定に基づく、医療機関等からの医薬品又は医療機器についての副作用、感染症及び不具合の報告については、「医療機関等からの医薬品又は医療機器についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について」（平成22年7月29日付け薬食発0729第2号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「実施要領通知」という。）に従い、実施されています。

この実施要領通知について、本日、薬事法及び薬事法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号。以下「改正法」という。）が施行されること等に伴い、下記の事項を改正したので、貴管下の医療機関、薬局、店舗販売業者等に対し、周知いただくようお願いいたします。

また、健康被害にあわれた方々に救済の給付をするためには、健康被害救済制度の周知が重要であり、貴管下の医療機関等に対し、副作用等の被害を受けた患者に対して健康被害救済制度を紹介いただくよう、引き続き、周知をお願いいたします。

記

1. 改正の内容

- (1) 実施要領通知別紙1の報告様式「医薬品安全性情報報告書」について
 - ① 改正法の施行に伴い、被疑薬と使用状況に関する情報をより正確に把握するため、報告様式に一般用医薬品の「購入経路」（選択式）を記載する欄を追加する。
 - ② 健康被害救済制度（医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度）に関し、副作用等の被害を受けた患者の今後の申請の意向等を把握するため、報告様式に「患者が請求予定」か「患者に紹介済み」かどちらかに関する選



掲載を追加する。

③ その他必要な選掲肢の追加を行うなど、所要の改正を行う。

(2) 化粧品及び医薬部外品の報告様式について
化粧品及び医薬部外品によると疑われる副作用等の健康被害についての報告様式
について、医薬品の報告書様式とは別に「化粧品・医薬部外品安全性情報報告書」
として定める。

2. 施行日

平成26年6月12日

検査値（副作用等と関係のある検査値等）

検査項目(単位)	検査日 (投与前値)	/	/	/	/	/	/

「報告に際してのご注意」

- ▶ この報告制度は、薬事法第77条4の2第2項に基づいて、医薬品による副作用および感染症によると疑われる症例について、医薬関係者が保健衛生上の危害防止等のために必要があると認めた場合に、ご報告いただくものです。医薬品との因果関係が必ずしも明確でない場合や、一般用医薬品等の誤用による健被害の場合もご報告ください。
- ▶ なお、医薬部外品、化粧品によると疑われる副作用等の健康被害については、任意の報告となるので、様式②をご使用ください。
- ▶ 各項目について、可能な限り埋めていただくことで構いません。
報告された情報については、原則として、厚生労働省から独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構（PMDA）」という。）を通じてその医薬品を供給する製造販売業者等へ情報提供します。また、機構（PMDA）または製造販売業者等は、報告を行った医療機関等に対し詳細調査を行う場合があります。
- ▶ 報告された情報について、安全対策の一環として広く情報を公表することがあります。その場合には、施設名および患者のプライバシー等に関する部分は除きます。
- ▶ 健康食品・無承認無許可医薬品による疑いのある健康被害については最寄りの保健所へご連絡ください。
- ▶ 記入欄が不足する場合は、別紙に記載し、報告書に添付してくださいか、各欄を適宜拡張して記載願います。
- ▶ ファックス、郵送又は電子メールにより報告したやすく場合には、所定の報告用紙のコピーを使用されるか、インターネットで用紙を入手してください。（<http://www.info.pmda.go.jp/info/houkoku.html>）
- ▶ 「e-Gov 電子申請システム」<http://shinssei-e-gov.go.jp/menu>を利用して、インターネットで報告していただくこともできます。なお、ご利用に際しては、事前に電子証明書が必要です。
- ▶ 医薬品の副作用等による健康被害については、医薬品副作用救済制度または生物由来製品感染症等被害救済制度があります「お問い合わせ先 0120-149-931（フリーダイヤル）」。詳しくは機構（PMDA）のホームページ(<http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai.html>)をご覧ください。また、報告される副作用等がこれらの制度の対象となると思われるときには、その患者にこれらの制度を紹介願います。ただし、使用された医薬品が抗がん剤等の対象除外医薬品である場合や、副作用等による健康被害が入院相当の治療を要さない場合には、制度の対象ではありません。また、法定予防接種による健康被害は、予防接種後健康被害救済制度の対象となり、これらの救済制度の対象外となるため、具体的には市町村に問い合わせて頂くよう紹介下さい。
- ▶ 施設の住所は安全性情報受領確認書の送付に使用しますので、住所もご記入ください。
- ▶ ご報告は、厚生労働省医薬食品局安全対策課宛にお願いします。両面ともお送りください。
- ▶ 郵送：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
電子メール：anzensei-hokoku@estrigw.mhlw.go.jp
FAX：03-3508-4364

化粧品・医薬部外品安全性情報報告書

☆ 記入前に裏面の「報告に際してのご注意」をお読みください。

別添 別紙② 様式②

医薬品の副作用等は、様式①をご使用ください。
 健康食品等の使用によると疑われる健康被害については、最寄りの保健所へご連絡ください。

患者情報 原疾患・合併症	患者イニシャル	性別	副作用等発現年齢	歳	身長	体重 cm	kg	□有 (妊娠 週)	□無	□有 (妊娠 週)	□無	□有 (妊娠 週)	□無	□有 (妊娠 週)	□無	□有 (妊娠 週)	□無	□有 (妊娠 週)	□無	□有 (妊娠 週)	□無	□有 (妊娠 週)	□無	□有 (妊娠 週)	□無	□有 (妊娠 週)	□無	□有 (妊娠 週)	□無	□有 (妊娠 週)	□無					
		□男 □女																																		
副作用等に関する情報	副作用等の名称又は症状、異常所見	副作用等の重篤性、「重篤」の場合、()に該当する重篤性等の判定基準の番号を記入			発現期間 (発現日～転院日)			副作用等の転帰 後遺症ありの場合、()に症状状況を記入																												
		□重篤 → () □非重篤	～	年	月	日	□回復	□軽快	□未回復																											
2.	□重篤 → () □非重篤	～	年	月	日	□死亡 □後遺症あり ()	□軽快	□未回復																												
									①：障害につながるおそれ ④：障害につながるおそれ ⑤：治療のために入院または入院期間の延長 ⑥：①～⑤に準じて重篤である ⑦：後世代における先天性の疾患または異常 ⑧：治療に要する期間が 30 日以上	②：死亡 ③：死亡につながるおそれ ⑤：治癒のために入院または入院期間の延長 ⑥：①～⑤に準じて重篤である ⑦：後世代における先天性の疾患または異常 ⑧：治療に要する期間が 30 日以上	と死亡の因果関係： □有 □無 □不明	<死亡の場合>製品 <胎児への影響> □影響あり □影響なし □不明																								
製品及び使用状況に関する情報	製品(可能なら限り販売名で 最も関係が疑われる製品に○) 名称	製造販売業者の 部(位)	使用 (1回量×回数)	1 日使用量 (開始日～終了日)	使用期間 (開始日～終了日)	備考 (使用理由等)																														
							年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
副作用等の発現および処置等の経過(記入欄が不足する場合は裏面の報告者意見欄等もご利用ください)																																				

*製品使用前から副作用等の発現後の全経過において、関連する状態・症状、検査値等の推移、発現部位、診断根拠、副作用に対する治療・処置、製品の使用状況等を経時的に記載してください。検査値は下記表もご利用下さい。

副作用等の発現に影響を及ぼすと考えられる上記以外の処置・診断：□有 □無
有りの場合 → (□放射線療法 □輸血 □手術 □麻酔 □その他 ())
再使用：□有 □無 有りの場合 → 再発：□有 □無

最も関連する製品の製造販売業者への情報提供：□有 □無
情報提供ありの場合 → 情報提供した製造販売業者名：
報告者 氏名： 施設名：
(職種：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他 ())
住所：〒

電話：

FAX：

▶ ファックス又は電子メールでのご報告は、下記までお願いします。両面ともお送りください。
 (FAX : 03-3508-4364 電子メール : anzensei-hokoku@estrigw.mhlw.go.jp 厚生労働省医薬食品局安全対策課宛て)

検査項目(単位)	検査日 (投与前値)	/	/	/	/	/

「報告に際してのご注意」

- ▶ この様式は、化粧品、医薬部外品によると疑われる副作用等の健康被害について、医薬関係者が任意でご報告いたくためのものです。化粧品、医薬部外品との因果関係が必ずしも明確でない場合や、製品の誤用による健康被害の場合もご報告いただけます。
- ▶ 医薬品による副作用および感染症によると疑われる症例の薬事法第77条の4の2第2項に基づく報告は、様式①をご使用ください。
- ▶ 各項目については、可能な限り埋めていただくことで構いません。
- ▶ 報告された情報については、原則として、厚生労働省から独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構（PMDA）」という。）を通じてその製品の製造販売業者等へ情報提供します。また、機構（PMDA）または製造販売業者等は、報告を行った医療機関等に対して詳細調査を行う場合があります。
- ▶ 報告された情報について、安全対策の一環として広く情報を公表することがあります、その場合には、施設名および患者のプライバシー等に関する部分が除きます。
- ▶ 健康食品・無承認無許可医薬品による疑いのある健康被害については最寄りの保健所へご連絡ください。
- ▶ 記入欄が不足する場合は、別紙に記載し、報告書に添付いただくか、各欄を適宜拡張して記載願います。
- ▶ ファックス、郵送又は電子メールにより報告いただく場合には、所定の報告用紙のコピーを使用されるか、インターネットで紙を入れてください。（<http://www.info.pmda.go.jp/info/houkoku.html>）
- ▶ 「e-Gov 電子申請システム」<http://shinsei-e-gov.go.jp/menu/>を利用して、インターネットで報告していただくこともできます。なお、ご利用に際しては、事前に電子証明書が必要です。
- ▶ 施設の住所は安全性情報受領確認書の送付に使用しますので、住所もご記入ください。
- ▶ ご報告は、厚生労働省医薬食品局安全対策課宛にお願いします。両面ともお送りください。
- ▶ 郵送：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
- ▶ 電子メール：anzensei-hokoku@estrigw.mhlw.go.jp
- ▶ FAX：03-3508-4364



知ってください。伝えてください。 お薬の「万が一」に備える制度。

医薬品副作用被害救済制度は、病院・診療所で処方されたお薬、
薬局で購入したお薬を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により、
入院治療が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済するものです。

*昭和55年5月1日以降に使用した医薬品が原因となって発生した副作用による健康被害が対象となります。



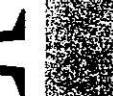
医薬品副作用被害の方向からよくあるご質問にドクトルQがお答えします！



A. 給付の請求は、健康被害を受けたご本人またはそのご遺族
に対して行います。その際に、医師の診断書
などが必要となります。
まずは、PMDAに電話やメールで
ご相談ください。



A. 健康被害を受けたご本人またはそのご遺族
から提出いただきました書類をもとに、厚生労働省
が設置し外部有識者で構成される薬事・食品
衛生審議会における審議を経て、
支給の可否が決定されます。
支給の可否については、PMDAから
ご連絡いたします。



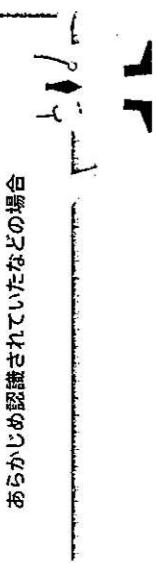
A. 給付には7種類あります。

- 入院治療を必要とする程度の健康被害で医療を受けた場合
- ① 医療費 ② 医療手当
- 日常生活が著しく制限される程度の障害がある場合
- ③ 障害年金 ④ 障害児養育年金
- 死亡した場合
- ⑤ 遺族年金 ⑥ 遺族一時金 ⑦ 葬祭料

給付額は種類ごとに定められています。
なお、それについて請求期限が
ござりますので、患者さんにご注意
いただけますようにお伝えください。

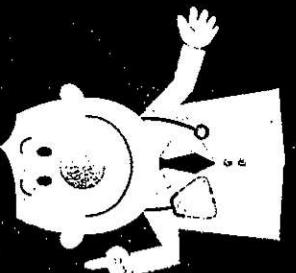
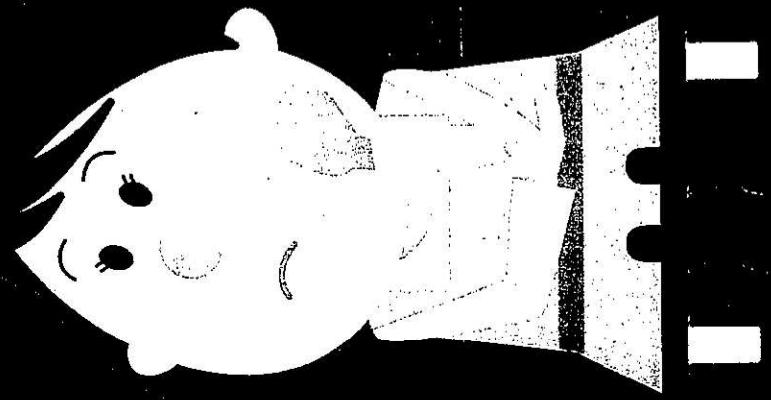
A. 下記の場合は救済の対象になりません。

- ① 医薬品の副作用のうち入院治療を要する程度では
なかった場合などや請求期限が過ぎてしまっている場合、
医薬品の使用目的・方法が適正と認められない場合
- ② 対象除外医薬品による健康被害の場合
- ③ 法定予防接種によるものである場合
- ④ 医薬品の製造販売業者などに損害賠償の責任
が明らかな場合
- ⑤ 救命のため、やむを得ず通常の
使用量を超えて医薬品を使用した
ことによる健康被害で、その発生が
あらかじめ認識されていたなどの場合



「医薬品副作用被害救済制度」の詳細や「生物由来製品感染等被害救済制度」については、ホームページおよびフリーダイヤルをご利用ください。

「お薬を正しく 使えば副作用は 出ないはず…？」



患者さんにお伝えください。正しく使っていても、まれに重い健康被害を起こす可能性があることを。

薬は正しく使っていても、副作用によって、まれに入院治療が必要になるほどの重篤な健康被害を引き起こすことがあります。

その場合に、医療費や年金などの給付を行う制度が「医薬品副作用救済制度」。

患者さんへ、この制度の紹介をお願いします。

ドクトルQ

お薬を使うすべての方に知ってほしい制度です。

医薬品副作用救済制度

請求の方法や給付の種類、救済の対象とならない場合などを
ご案内しておりますので、まずは電話やメールでお問い合わせください。

詳しくは [副作用](#) [救済](#) または [PMDA](#) で [検索](#)♪

救済制度についての詳細は、PMDAにお問い合わせください。

0120-149-931

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。
受付時間：午前9:00～午後5:00
月～金(祝日、年末年始を除く)
Eメール：kyoufu@pmda.go.jp

独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

救済制度
相談窓口